

『弱小組合』のビラを受け取るな！

SMT所長の発言は絶対許せない！

3月8日、「新幹線メンテナンス東海株式会社」(SMT)の細沼大井第二事業所長が、始業点呼で「最近バス停で『弱小組合』がビラを配っているようだが、もらわないように」と、驚くべき発言をしたことが伝わってきました。私たちJR東海労新幹線地本は、この発言を絶対許すことはできません。満腔の怒りをもって、断固抗議する。

私たちJR東海労は、2011春闘を賃金引上げをはじめ、労働条件の改善や職場環境改善を求めて闘っています。この闘いを大井基地で働く皆さんに訴えてきました。細沼所長の発言は私たちの闘いを妨害する行為であり絶対認めるわけにはいきません。

憲法違反の発言を許すな！

現場を預かる責任者が点呼で言うということは、個人の見解ではすみません。細沼所長発言は労働組合への不当な弾圧であり不当労働行為です。また、「弱小組合」発言は、JR東海労に対する侮辱であり名誉毀損です。さらに、「ビラをもらわないように」発言は、労働組合として憲法で認められている組合活動の妨害であり、組合活動の自由を侵害する行為です。そしてビラを受け取る、受け取らないは個人の自由に委ねられるもので、規制をすることは人権侵害で憲法違反です。私たちJR東海労新幹線地本は、憲法違反の発言を許さないため、公開の申し入れを行ないました。回答次第では法的処置も含めた断固たる闘いをします。

JR東海労新幹線地本第30号
2011年3月12日

新幹線メンテナンス東海株式会社
大井第二事業所
細沼 三男 所長 殿

JR東海労新幹線地本第
執行委員長 成田 隆浩

大井第二事業所所長の発言に対する申し入れ

新幹線メンテナンス東海株式会社(SMT)大井第二事業所所長は、2011年3月8日の始業点呼において、「最近バス停で『弱小組合』がビラを配っているが、SMTとは関係ないのでビラをもらわないように」という発言がありました。

JR東海労労働組合新幹線地本は、2011春闘の闘いの一環として、2月25日と3月8日に、高月バス停付近でビラ配布行動を取り組みました。細沼所長の発言は労働組合活動への不当な弾圧であり、明らかに不当労働行為です。断じて容認できるものではありません。

細沼所長の「弱小組合」の発言は、JR東海労労働組合に対する侮辱であり、名誉毀損です。さらに「ビラをもらわないように」の発言は、労働組合として憲法で認められている組合活動の妨害であり、組合活動の自由を侵害する行為です。

さらに、ビラを受け取る、受け取らないの判断は個人の自由に委ねられるものです。しかし、大井第二事業所の所長の立場にある者が労働者に社員に対し、「ビラをもらわないように」と日本人の自由を規制する言動は、社員の人権を侵害する行為であり憲法違反です。

したがって、下記の通り申し入れるので、書面による回答を求めます。

記

1. 細沼所長の「最近バス停で『弱小組合』がビラを配っているが、SMTとは関係ないのでビラをもらわないように」とする発言は、JR東海労労働組合の組合活動に対する妨害・介入である。直ちに撤回されたい。
2. 細沼所長の「SMTとは関係ないのでビラをもらわないように」とする強

